

平成29年度行政事業レビューシート ( 厚生労働省 )

事業名	受動喫煙防止対策助成金等 (行政経費を含む)			担当部局庁	労働基準局安全衛生部	作成責任者			
事業開始年度	平成23年度	事業終了 (予定)年度	終了予定なし	担当課室	労働衛生課	神ノ田 昌博			
会計区分	労働保険特別会計労災勘定								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	労働安全衛生法第71条第1項 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号			関係する計画、 通知等	第12次労働災害防止計画 がん対策推進基本計画(平成24年6月8日)				
主要政策・施策	-			主要経費	社会保障				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	第12次労働災害防止計画に掲げられた「平成29年までに受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下にする。」という目標の達成に向けて、事業場における受動喫煙防止対策のための喫煙室の設置等の取組に助成し、対策の円滑な促進を図ることを目的とする。また、周知啓発用の資料作成を通じて、受動喫煙防止対策の必要性等について周知啓発することを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	中小企業事業主が受動喫煙防止対策として行う喫煙室の設置等を実施するために必要な経費について、助成率1/2、上限200万円を助成する。また、事業者から提出される助成金計画認定等の審査や実地調査等の関連業務を行う。								
実施方法	直接実施、補助								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求			
	予算 の 状 況	当初予算	754	787	899	945	2,915		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
	計	754	787	899	945	2,915			
	執行額	641	614	482	-	-			
	執行率 (%)	85%	78%	54%	-	-			
当初予算+補正予算に対する執行額の割合 (%)	85%	78%	54%	-	-				
平成29・30年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由					
	受動喫煙防止対策助成金	919	2,718	受動喫煙防止対策助成金の見込み件数の増					
	庁費	22	196						
	職員旅費	3	1						
	計	945	2,915						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 29 年度
	助成金の交付決定を受けた事業場のうち、工事の遅滞等なく、助成要件に適合した喫煙室等を設置し、実際に助成金交付を受けた事業場の割合を90%以上にする	助成金の交付決定を受けた事業場のうち、工事の遅滞等なく、助成要件に適合した喫煙室等を設置し、実際に助成金交付を受けた事業場の割合	成果実績	%	98	96	98	-	-
			目標値	%	90	90	90	-	90
			達成度	%	109	108	109	-	-
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	受動喫煙防止対策助成金交付実績								

活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標		単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込
		活動実績	当初見込み						
補助金の1か月当たりの平均利用件数の前年度比割合		活動実績	%		157	103	88	-	-
		当初見込み	%		120	115	110	100	200
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標		単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込
		各都道府県における受動喫煙防止対策に関する周知啓発(集団指導)の平均開催数							
算出根拠				単位		26年度	27年度	28年度	29年度活動見込
		単位当たりコスト = X / Y X: 助成金の支給額(平成29年度は予算額) Y: 助成金の支給件数		単位当たりコスト	円/件	1,139,566	1,061,014	945,266	1,883,197
計算式	X / Y			619,924,000円/544件	593,107,000円/559件	461,290,000円/488件	919,000,000円/488件		
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること(Ⅲ-2)							
	施策	労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること(Ⅲ-2-1)							
	測定指標	定量的指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 -年度	目標年度 29年度
		1 労働災害による死亡者数	実績値	人	1,057	972	928	-	-
			目標値	人	-	-	-	-	929
		定量的指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 -年度	目標年度 29年度
		2 労働災害による死傷者数(休業4日以上)	実績値	人	119,535	116,311	117,910	-	-
			目標値	人	-	-	-	-	101,639
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係								
	中小企業を対象に、受動喫煙による健康影響から労働者を保護するため、喫煙室の設置等の取組に対し助成することによって職場における受動喫煙防止対策の一層の促進を図ることで、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。								
改革項目	分野:	-		-					
(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 -年度	28年度	29年度	中間目標 -年度	目標最終年度 -年度	
	-		成果実績	-	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-	
(第二階層) KPI		KPI (第二階層)		単位	計画開始時 -年度	28年度	29年度	中間目標 -年度	目標最終年度 -年度
		-		成果実績	-	-	-	-	-
				目標値	-	-	-	-	-
-		達成度	%	-	-	-	-	-	
		本事業の成果と改革項目・KPIとの関係							
-									

事業所管部局による点検・改善

			項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性			事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	受動喫煙による健康への影響が明らかとなっている中、平成27年労働者健康状況調査によると、全面禁煙又は空間分煙による措置がなされている事業場は平成27年の時点で69.4%であり、38.7%の事業場が「職場の受動喫煙防止対策の取り組みに当たり問題がある」と回答していることから、事業場ごとの受動喫煙防止の取組を促進することは、広く国民・社会のニーズがあるものである。
			地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	平成27年6月1日に施行された改正労働安全衛生法において、国が必要な援助に努めることとされているため、国が実施すべき事業である。
			政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	職場で受動喫煙を受けている労働者の割合は平成27年の時点で32.8%であり、第12次労働災害防止計画に掲げられた「平成29年までに受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下にする。」という政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。
事業の効率性			競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	-
			一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
			競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
			受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業は労働者の健康を保護する観点から、事業者に対して支援を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出しており、受益者との負担関係は妥当である。
			単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-	都道府県労働局において、厚生労働省の通達等に基づいた厳格な審査を実施し、申請額を精査している。
			資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
			費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業者への支援のための助成金のほか、助成金交付に係る審査業務のための経費、受動喫煙防止対策の周知を図るためのパンフレット作成費等、事業の目的の達成に必要な用途のみに限定されている。
			不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	平成28年1月に受動喫煙防止対策強化検討チームが発足し、同年10月に「受動喫煙防止対策の強化について(たたき台)」が公表されるなど、受動喫煙防止対策の強化が検討される中、喫煙室の設置の可否、要件その他の詳細が定まっていなかったため、事業者が喫煙室を設置等するを見合わせているような動きもあり、受動喫煙防止対策助成金の平均利用件数が減ったものと考えられる。
		繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
		その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	都道府県労働局における審査の留意事項を示した通達を、随時改訂し、適正な審査が行われるよう努めている。また、平成28年度に行った「受動喫煙防止対策助成金の今後のあり方に関する検討会」において取りまとめた報告書に基づき、平成29年度からの助成金については、実施要領の改正により単位面積当たりの助成額上限の目安を設定している。	
事業の有効性			成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	成果目標を達成している。
			事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	本事業は、労働者の受動喫煙対策が遅れがちな中小企業事業主に限定して助成を行うものであり、助成金の助成対象も要件を満たす喫煙室等という有効な措置のみに限定している。
			活動実績は見込みに見合ったものであるか。	△	活動指標は未達成であるものの事業は着実に実施された。
			整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	本事業で設置した喫煙室等の活用状況は、設置後5年以内に都道府県労働局において確認を行っている。
関連事業			関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	本事業は受動喫煙防止対策のための設備の設置に対する助成や周知・啓発のためのパンフレットの作成を行うものであり、受動喫煙防止対策に係る技術的な内容に対する相談対応や説明会を行う「職場における受動喫煙対策事業」や事業場の環境把握のための機器の貸出しを行う「受動喫煙に係る職場内環境測定支援業務」とは適切に役割分担を行っている。
	所管府省名	事業番号	事業名		
	厚生労働省	0388	職場における受動喫煙防止対策事業		
	厚生労働省	0392	受動喫煙に係る職場内環境測定支援業務		

点検・改善結果	点検結果	執行率は低調であり、活動実績の一部は未達成であるが、成果目標は達成しており、引き続き国民・社会のニーズがあることから、本事業を継続して実施することとする。なお、今後、法改正等を契機として事業場において受動喫煙防止対策への対応の必要性の意識が高まることが予想されるため、これまで以上に中小企業を中心とした事業の周知に努め、職場における受動喫煙防止対策の推進を図る必要がある。
	改善の方向性	成果目標等の達成に向けて、引き続き、職場における受動喫煙防止対策事業における集団指導等を通じて、職場における受動喫煙防止対策の実施の必要性、支援事業の内容、改正法の趣旨等についてより一層の周知啓発を行うとともに、事業の実績を踏まえ、事業内容等について実効性・効率化の観点から見直しを行っていく必要があると考えられる。

外部有識者の所見

点検対象外

行政事業レビュー推進チームの所見

一部改善の内容

活動実績の一部が当初見込みを下回ったことを踏まえ、未達成の要因を分析の上、改善の方向性に記載した事項を着実に実行することにより、事業内容の改善を図るとともに、執行率を勘案して積算を見直す等事業内容を精査し、予算額の縮減について検討すること。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

現状通り

助成金の利用件数については、東京オリンピック・パラリンピックに向けた政府の受動喫煙防止対策強化検討チームWGにおける検討結果を踏まえた新たな規制の方向性が定まらない中であって、事業者が喫煙室の設置等を見合わせる動きの影響を受けたが、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」において公共の場における受動喫煙防止対策を強化すると掲げられており、規制の方向性が定まった後は助成金の申請が増えることが考えられるため、増要求を行う。

備考

-

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	-	平成23年度	90	平成24年度	932	
平成25年度	378	平成26年度	384	平成27年度	391	
平成28年度	386					

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位: 百万円)



